

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

『「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関  
緊急支援事業」の改正について』の改正について

『「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援」の改正について』（令和4年2月17日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）について、病床の確保に向けた取組を継続する観点から、申請要件となる新たに病床を確保した期間の終期について、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間とすることを削除する等の改正を行いましたので、対象医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

また、本事業の対象期間について、転入院支援については令和4年7月31日、救急搬送受入支援については令和4年4月30日まで、それぞれ延長する予定です。

※そのほかの改正は下線部分

記

1. 本事業の案内及び周知

本事業は国の直接補助としているため、補助の申請は医療機関から直接、厚生労働省に行われますが、医療機関に対して円滑かつ迅速に補助金を交付できるよう、本事務連絡の添付資料により、3. の補助の対象となる医療機関に案内していただくとともに、貴管内の保健所設置市及び特別区に周知いただくようお願い申し上げます。

2. 交付申請書の提出

補助を受けようとする医療機関は、令和4年2月17日から令和4年3月31日までに、厚生労働省に交付申請書を提出していただく必要があります。

3. 補助の対象となる医療機関

(1) 令和4年2月1日以降に新たに確保した新型コロナ患者の即応病床に対する支

## 援（転入院支援）

補助対象となる医療機関は、令和4年2月1日から令和4年3月31日までに都道府県から追加又は新たに新型コロナ患者の確保病床を割り当てられ、令和4年2月1日から令和4年3月31日までに即応病床とした医療機関となります。

このほか、本事業の補助を受ける医療機関については、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 都道府県から新型コロナ患者の受入要請があった場合には、正当な理由なく断らないこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に必要な情報の入力を実際に行うことにより、入院受入状況等を正確に把握出来るようにしなければならない。

なお、都道府県が保健・医療提供体制確保計画を見直す場合は、保健・医療提供体制確保計画の見直しを検討している旨を予め厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班に連絡した上で、保健・医療提供体制確保計画の変更の報告をするようお願いいたします。

- ・ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班  
直通：03-3595-3205、メールアドレス：[corona-iryou11@mhlw.go.jp](mailto:corona-iryou11@mhlw.go.jp)

また、都道府県が新型コロナ患者の確保病床を割り当てた場合には、別添様式1を厚生労働省健康局結核感染症課（以下のメールアドレス）まで報告するようお願いいたします。交付申請書の様式3-3は都道府県に作成していただく必要がありますので、医療機関からご依頼があった場合は速やかにご対応をお願いいたします。

- ・ メールアドレス：[ncov-koufukin@mhlw.go.jp](mailto:ncov-koufukin@mhlw.go.jp)

## (2) 令和4年2月1日以降に新たに確保した救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床に対する支援（救急搬送受入支援）

補助対象となる医療機関は、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置区域の指定を受けた政令指定都市又は東京都にある次の要件を全て満たす医療機関となります。

- ① 新型コロナ患者の確保病床を5床以上有していること
- ② 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの救急搬送件数が1,000台以上であること
- ③ 都道府県が必要性を認めた医療機関であること
- ④ 令和4年2月1日から令和4年3月31日まで（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間（令和4年3月21日までまん延防止等重点措置区域に指定されていた地域を含む場合は令和4年3月31日までの期間））

に限る。)において、

- ・ 救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床を確保病床とは別に新たに確保（既存の新型コロナウイルス感染症疑い患者の病床は維持すること）し、当該病床の令和4年2月及び3月（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間（令和4年3月21日までまん延防止等重点措置区域に指定されていた地域を含む場合は令和4年3月28日までの期間）に限る。）の病床使用率が70%以上であること
- ・ 令和4年2月又は3月（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間（令和4年3月21日までまん延防止等重点措置区域に指定されていた地域を含む場合は令和4年3月28日までの期間）に限る。）の1日あたりの平均救急搬送件数が同年1月の件数を上回っていること

このほか、本事業の補助を受ける医療機関については、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 都道府県から救急時新型コロナ疑い患者の受入要請があった場合には、正当な理由なく断らないこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に必要な情報の入力を実際に行うことにより、入院受入状況等を正確に把握出来るようにしなければならない。

※ 新たに確保した救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床分については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の病床確保料の対象とはならない。

なお、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置区域に指定されていた地域を含む都道府県が必要性を認めた医療機関及び救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床数については、別添様式2を厚生労働省健康局結核感染症課（以下のメールアドレス）まで報告するようお願いいたします。交付申請書の様式3-4は都道府県に作成していただく必要がありますので、医療機関からご依頼があった場合は速やかにご対応をお願いいたします。

- ・ メールアドレス：[ncov-koufukin@mhlw.go.jp](mailto:ncov-koufukin@mhlw.go.jp)

#### 4. 補助の対象経費及び補助基準額

##### (1) 転入院支援

###### ①補助の対象経費

令和4年2月1日から令和4年3月31日までにかかる以下のア及びイの経費です。

- ア 新型コロナ患者の対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナウイルス

感染症対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの)

※ 従前から勤務する職員の基本給や、新型コロナ患者の対応を行わない職員の給与は、対象となりません(ただし、従前から勤務する職員の基本給は、当該職員の処遇改善を行う場合(新型コロナ患者の受入以降に処遇改善を行った場合を含む。)は補助の対象となります。)

※ 新型コロナ患者の対応を行う医療従事者の人件費は、補助基準額の補助を受ける場合は、補助基準額の3分の2以上とします。

※ 新型コロナウイルス感染症対応手当の額、支給する職員の範囲については、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合い等を考慮しつつ、医療機関が決定します。ただし、当該病床で働く医療従事者の人件費の十分な確保及び処遇改善を優先するようにして下さい。

イ 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費は、補助基準額の3分の1を上限とします。

※ 消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入費等に活用することが可能であり、看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者へ委託することができます。

## ②補助基準額

補助基準額については、次に定める額となります。

・ 令和4年2月1日から令和4年3月31日までに都道府県から追加又は新たに新型コロナ患者の確保病床を割り当てられ、令和4年2月1日から令和4年3月31日までに即応病床とした病床。

・ なお、「令和4年2月1日から3月31日までの新型コロナ患者の最大即応病床数から令和2年度及び令和3年度(令和3年9月30日までの即応病床に対する補助)で補助を受けた新型コロナ患者の病床数を引いた数」と「令和4年2月1日から3月31日までに都道府県から追加又は新たに新型コロナ患者の確保病床を割り当てられ、即応病床とした病床数」のいずれか低い数を即応病床数の上限とする。

1床あたり4,500千円

## (2) 救急搬送受入支援

### ①補助の対象経費

補助の対象経費については、令和4年2月1日から令和4年3月31日までに  
かかる以下のア及びイの経費です。

ア 救急搬送受入を行う医療従事者の人件費（救急搬送受入手当、新規職員  
雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）

※ 従前から勤務する職員の基本給や、救急搬送受入を行わない職員の給  
与は、対象となりません（ただし、従前から勤務する職員の処遇改善を行  
う場合（新型コロナ患者等の受入以降に行った処遇改善を含む。）は補助  
の対象となります。）。

※ 救急搬送受入を行う医療従事者の人件費は、補助基準額の補助を受け  
る場合は、補助基準額の3分の2以上とします。

※ 救急搬送受入手当の額、支給する職員の範囲については、治療への関与  
や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合い等を考慮しつつ、医  
療機関が決定します。ただし、当該病床で働く医療従事者の人件費の十分  
な確保及び処遇改善を優先するようにして下さい。

イ 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費（従前  
から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料  
費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手  
数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費は、補助  
基準額の3分の1を上限とします。

※ 消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の  
購入費等に活用することが可能であり、看護師等が消毒・清掃・リネン交  
換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、  
これらの業務を民間事業者に委託することができます。

### ②補助基準額

補助基準額については、次に定める額となります。

- ・ 令和4年2月1日から令和4年3月31日（緊急事態宣言又はまん延防止

等重点措置が発令されている期間（令和4年3月21日までまん延防止等重点措置区域に指定されていた地域を含む場合は令和4年3月31日までの期間）に限る。）までに新たに救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床。

- ・ なお、「令和4年2月1日から3月31日まで（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間（令和4年3月21日までまん延防止等重点措置区域に指定されていた地域を含む場合は令和4年3月31日までの期間）に限る。）の新型コロナウイルス感染症疑い患者の最大病床数から令和2年度及び令和3年度（9月30日までの病床に対する補助）で補助を受けた新型コロナ疑い患者の病床数を引いた数」と「令和4年2月1日から3月31日まで（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間（令和4年3月21日までまん延防止等重点措置区域に指定されていた地域を含む場合は令和4年3月31日までの期間）に限る。）に新たに確保した救急時新型コロナ疑い患者を一時的に受け入れる病床数」のいずれか低い数を病床数の上限とすること。

1床あたり4,500千円（1医療機関あたり2床を上限とする。）

#### <添付資料>

- ・ 補助の対象となる医療機関あて案内文書
- ・ 令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金（転入院支援、救急搬送受入支援）に関するQ&A
- ・ 申請書記載例
- ・ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について」（令和4年2月17日厚生労働省発健0217第12号）